

## 入院時の食費負担について

### ご負担いただく【入院時1食あたりの食費負担額】

| 区分                    | 金額                  |
|-----------------------|---------------------|
| ①一般の方                 | 510円                |
| ②住民税非課税の世帯に属する方(③を除く) | 240円<br>※一部200円の場合有 |
| ③②のうち、所得が一定基準に満たない方など | 110円<br>※一部140円の場合有 |

※②、③に該当する方は、加入されている医療保険の保険者が発行する限度額認定証を被保険者証等々に添えて入退院窓口へ提出してください。負担額が上表中の金額に減額又は据え置かれます。

※医療療養病床に入院する65歳以上の方の入院時生活療養費(食事療養標準負担額・食費及び生活療養標準負担額・居住費)は「群馬県福祉医療制度」の対象外となります。

「福祉医療費受給資格者証」をお持ちでも、

食費:1食100円～510円、居住費:1日370円のご負担が必要となります。

※当院における医療療養病床: A館2階 回復期リハビリテーション病棟  
B館4階 療養病棟  
C館3階 南病棟

### 医療療養病床に入院している65歳以上の皆様へ 光熱水費(居住費)の負担について

### ご負担いただく【1日当たりの光熱水費(居住費)】

| 区分                                      | 金額   |
|---|------|
| ①医療の必要性の低い方(医療区分Ⅰの方)                    | 370円 |
| ②医療の必要性の高い方(医療区分Ⅱ・Ⅲの方、回復期リハビリテーション該当の方) | 370円 |
| ③指定難病の方・老齢福祉年金受給者・境界層該当者                | 0円   |

※医療療養病床に入院する65歳以上の方の入院時生活療養費(食事療養標準負担額・食費及び生活療養標準負担額・居住費)は「群馬県福祉医療制度」の対象外となります。

「福祉医療費受給資格者証」をお持ちでも、

食費:1食100円～460円、居住費:1日370円のご負担が必要となります。

※当院における医療療養病床: A館2階 回復期リハビリテーション病棟  
B館4階 療養病棟  
C館3階 南病棟

当院では患者様に入院中の楽しみの一環として選択食メニューを提案しております。基本メニュー(A食)と選択メニュー(B食)どちらかをお好みでお選びいただけます。

尚、B食を希望された場合1食あたり別途25円(税別)を請求させていただきますのでご了承ください。

一部の治療食、キザミ食、キザミとろみ食、ペースト食、経管栄養食の方は対象外となります。

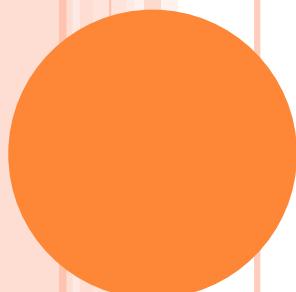
また、療養病棟、南療養病棟、特殊疾患病棟の方は対象外となります。

申し込み用紙が届いた方が対象者となります。

病院長

# 入院時食事療養に関する施設基準のお知らせ

当保険医療機関は、入院時食事療養費Ⅰを算定すべき食事療養の基準に係る届け出をおこなっております。入院時食事療養に関する特別管理による食事の提供を行っており、療養のための食事は、管理栄養士の管理の下、適時夕食については午後6時以降適温にて提供しております。



病院長

更新日: R5.4.1

R6.4.1